

会 長	副会長	専務理事	常務理事	事務局長	部
					
		次 長	課 長	課長補佐	係 長 課 員
					
社団法人茨城県建設業協会		会長 殿			

建指第 1712-2 号
平成 19 年 3 月 27 日



茨城県土木部都市局建築指導課長



茨城県建築基準法等施行細則及び茨城県建築計画概要書等閲覧規程の一部改正について

日頃から、建築行政の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築確認等に関する情報提供事務の合理化を図り県民サービスの向上に資するため、下記のとおり、茨城県建築基準法等施行細則（昭和 45 年茨城県規則第 9 号。以下「施行細則」という。）及び茨城県建築計画概要書等閲覧規程（昭和 46 年茨城県告示第 346 号。以下「閲覧規程」という。）の一部を改正（平成 19 年 4 月 1 日から施行）したので通知します。

つきましては、貴会会員への周知等について、特段のご配慮をお願いします。

記

1 施行細則の一部改正（平成 19 年 3 月 22 日付け茨城県規則第 6 号）

(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 7 項の規定により整備する建築台帳の証明事務について、申請者は、当該証明書の交付に係る建築物等を特定し、建築台帳記載証明書交付申請書（様式第 24 号）を知事に提出することとした。（施行細則第 21 条関係）

なお、証明書交付手数料（一通につき 400 円）については、茨城県証紙条例（昭和 39 年茨城県条例第 25 号。以下「証紙条例」という。）の一部を改正し、茨城県収入証紙により徴収することとした。

(2) 法第 93 条の 2 の規定による建築計画概要書等の閲覧について、申請者は、当該閲覧に係る建築物等を特定し、建築計画概要書等閲覧申請書（様式第 25 号）を知事に提出することとした。（施行細則第 22 条関係）

(3) 新たに法第 93 条の 2 の規定による建築計画概要書等の写しの交付について制度を創設するとともに、申請者は、当該写しの交付に係る建築物等を特定し、建築計画概要書等

の写しの交付申請書（様式第 26 号）を知事に提出することとした。（施行細則第 23 条関係）

なお、茨城県手数料徴収条例（平成 12 年茨城県条例第 9 号）の一部を改正し、建築計画概要書等写し交付手数料（一件につき 400 円）を徴収するとともに、証紙条例の一部を改正し、茨城県収入証紙により徴収することとした。

2 閲覧規程の一部改正（平成 19 年 3 月 22 日付け茨城県告示第 368 号）

- (1) 建築計画概要書等の閲覧に関する業務の適正な実施を確保するため、閲覧時間について、「午前 9 時から午後 5 時」を「午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時」に改めた。（閲覧規程第 3 条関係）
- (2) 建築計画概要書等閲覧申請書（様式第 25 号）を施行細則に定めたことにより、別記様式（建築計画概要書等閲覧申込書）を削除した。

3 その他

上記に掲げる建築台帳記載証明書交付事務、建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付事務については、各地方総合事務所建築指導課で行います。

詳しくは、各地方総合事務所建築指導課又は土木部都市局建築指導課までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先の電話番号】

県北地方総合事務所建築指導課	TEL(029)225-1313
鹿行地方総合事務所建築指導課	TEL(0291)33-4113
県南地方総合事務所建築指導課	TEL(029)822-8519
県西地方総合事務所建築指導課	TEL(0296)24-2216
土木部都市局建築指導課（建築担当）	TEL(029)301-4727